

平成26年度第2回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成27年2月12日（木）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

井澤純子，今泉秀和，宇田川幸代，柿沼光子，菊池正之，熊田裕子，佐山幸子，高木光春，松原和彦，間部泰

2 事務局

安藤成行（首席家庭裁判所調査官），福永弘子（首席書記官），渡辺雅伸（事務局長），田崎正紀（次席家庭裁判所調査官），竹内康人（総務課長），鷺津真一（総務課課長補佐）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（今泉委員，宇田川委員，熊田委員，佐山委員，松原委員）

2 委員長の選任

委員の互選により，全会一致で今泉委員が委員長に選任された。

3 法改正後の家事調停事件の現状について（子をめぐる事件を中心として）の意見交換等について

事務局から，民法改正の趣旨及び裁判所の具体的な取組について説明を行った。

DVD上映

最高裁判所作成のDVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならぬこと〔改定版〕」を上映した。

□ 児童室の見学等

児童室を見学し、事務局から児童室の利用目的等の説明を行った。

□ 意見交換

(発言者：□委員長，○委員，◇事務局)

○ 事務局からの説明では、親に対する説明が主だったと思うが、子に対して、例えば、離婚とはどういうことなのかとか、面会交流とはどういうものなのかということ、裁判所で教える場面があるのか。

◇ 家庭裁判所調査官が調査するときには、まず親から事情を説明してもらうよう促し、実際に子と面接調査するときには、子の年齢等に応じて、工夫して分かりやすく説明している。例えば、面会交流については、紙芝居のような説明シートを用いて説明したりしている。子の置かれた立場を配慮して、心情を害することのないように、丁寧に聞くようにしている。

○ 県では、これから親になるであろう高校生に「親学」を教え、喜ばれているとのことである。町や市では、結婚して父親・母親になることについて、妊娠、出産、子育てなどに関する様々な支援施策を行っている。個人的には、結婚して家庭を持ち、新しい生命を生んだ両親は、離婚することになって子どもが成人するまで養育する義務と責任があり、生まれた子は養育される権利があるということ、親として考えてほしいと思う。

□ 今回のテーマで事前にアンケートをいただき、面会交流の実態を教えてくださいとの質問があったが、その点での補足はあるか。

○ 家庭裁判所に関わって、夫婦としてやり直そうというケースがあるのか伺いたい。

◇ 離婚調停と言われるが、裁判所では夫婦関係調整という捉え方をしており、離婚を申し立てても、調停を続ける中で、円満解決に至ることは手続上も構わないことになっている。比率は多くはないが、実際に円満解決で終了しているケースもある。

面会交流の調停では、監護親、非監護親に十分理解を促して双方の関係を調整し、子の意思も理解してもらった上で合意に至るよう働き掛けをしているが、調停で取り決めたルールが円滑に運用されないケースもある。その場合の対処として、手続面では履行勧告と再度の調停申立がある。履行勧告の申出があると、家庭裁判所から義務者に対して、書面などで勧告をすることになり、ケースによっては家庭裁判所調査官が面接するなどして調整的な働き掛けを行うこともある。ただし、履行勧告は法的強制力はないので限界がある。履行勧告では容易に解決しないケースにおいては、あらためて調停を申し立ててもらい、調停の場で調整することもある。

- 子供の権利条約が批准されてしばらく経つが、DVDを見て、面会交流は絶対に必要だろうとあらためて認識した。裁判所で面会交流を試行するとなった場合、子が就学中だと学校が終わった午後3時以降となり、時間的に制約されるのではないかと思う。裁判所でも柔軟に対応してもらっているという認識はあるが、今後も柔軟に対応してもらい、充実した面会交流ができるようにしていただきたい。
- ◇ 面会交流の試行実施の時間帯は、弾力的に対応している。面会交流に限らず、様々な子に関する調査を行っているが、子の多くは学校に通っているので授業が終わってからにしてほしいという希望は、よく出されることである。ただし、開始が午後5時から大幅に遅れるということになると庁舎管理上の問題があり、子の安全や生活を配慮する面からも慎重に考える必要がある。
- 子は日常生活においても、なかなか本音を言わないものであり、緊急で困った場面になると、より自分の気持ちが分からない事態にもなると思われる。児童室を見学させてもらい、裁判所が配慮していることを実感した。引き続き、子への配慮をお願いしたい。
- DVDの内容設定で、住宅購入時の頭金を夫が支払ったという台詞があ

ったが、この家庭に住宅ローンが残っているのか否か分からなかった。財産分与では重要な点である。

- 子が小さいときは母親を必要とすると思われるので、両親が冷静になり、父親は、例えば、単身赴任で生活費を送金するくらいの気持ちで養育費を考えてほしいと思う。先ほどの説明の中で、「父母の問題と子の問題を切り離して冷静に」というのは、非常にいい言葉だと思うので、父親は、子を愛しているのであれば、経済的に支援してくれるようになればよいと思う。
- 調停で養育費を決めたのに払ってもらえない場合、裁判所では、法的手当はあるのか。
- ◇ 裁判所の調停又は審判で決まったことは法的強制力がある。約束を守らせる手段として、先ほど説明した履行勧告がある。それでも払わない場合は強制執行ができる。給与を差し押さえる場合、養育費等の生活費については、差し押さえる範囲の割合が一般の事件より高いなど、近年法律的にも養育費の確保の実効性を上げるための法改正が行われている。
- 一度決めた養育費を守ることができなくなる状態はあると思うが、パンフレットにも記載されているとおり減額ができるということがポイントだと思う。宇都宮家庭裁判所の養育費の額の変更、特に減額についての実状を教えていただきたい。
- ◇ 養育費減額の調停、審判は行われている。理由としては、再婚して養育費を払う側の扶養義務者が増えた場合、失業などで収入状況が大きく変動した場合などが考えられる。
- 養育費の減額に関する制度が、どの程度理解されているのか。
- 調停成立時に裁判所から説明することは多くはないと思う。履行勧告の際に義務者から相談があった場合に説明するのではないか。養育費減額の調停はめずらしくない。

4 次回のテーマ

「成年後見制度について」とする。

5 次回期日

平成27年10月27日（火）午後2時から4時まで

以 上